

## 漁業経営統計調査の対象の整理と効果的な追加調査の検討

### Summary of the target of the national statistical survey on fishery management and consideration for effective supplemental survey

神山龍太郎<sup>†</sup>・福釜知佳<sup>\*</sup>・松井隆宏<sup>\*\*</sup>

(水産研究・教育機構/<sup>\*</sup>元東京海洋大学/<sup>\*\*</sup>東京海洋大学)

Ryutaro KAMIYAMA<sup>†</sup>, Chika FUKUGAMA<sup>\*</sup> and Takahiro MATSUI<sup>\*\*</sup>

(Fisheries Research and Education Agency/<sup>\*</sup>Former Tokyo University of Marine  
Science and Technology/<sup>\*\*</sup>Tokyo University of Marine Science and Technology)

E-mail : <sup>†</sup>kamiyama\_ryutaro30@fra.go.jp

#### 【要約】

本研究は、農林水産省によって実施される漁業経営統計調査の有用性および限界を明らかにし、効果的な独自の追加調査の内容を特定することを目的とした。漁業経営統計調査の有用な点としては、「損益」項目における漁業に適した費用分類、漁家における資本の把握の考え（漁業投下固定資本）、および労働調査票の形式が挙げられる。一方、調査の限界としては、一部の漁業部門および兼業漁業者の除外、漁業者の属性および自営漁業者の労働投入に関する情報の不足、ならびに重要項目（補助金/流動資産および在庫）の集計処理が指摘された。本稿の知見は、限られた予算の中で重点的に調査すべき対象や項目を取捨選択するための参考として役立つと期待される。

#### 【キーワード】

収入、収益性、費用、負債、労働

#### 【abstract】

This study clarified the usefulness and limitation of the fishery management survey performed by the Ministry of Agriculture, Fisheries, and Forestry, Japan, in order to identify survey contents for an effective original supplemental survey. The useful points of the survey include: the expense categories in the “Profit and Loss” suitable for the fishery, the concept of capital investment in the fishery, and the labor survey form. The identified limitations of the survey include: the exclusion of some fishery sectors and of part-time fishers, insufficient information on fishers’ characteristics and the labor input of owner-operators, and aggregation of important items (subsidies / current asset and inventory). The findings of this study are expected to provide a useful basis for prioritizing subjects and items for focused investigation within constrained budgets.

## 1. はじめに

わが国において漁業経営体の所得は低い状態が続いている。令和4年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得は252万円、漁船漁業を営む会社経営体の営業利益は-273万円とされる<sup>(1)</sup>。このため近年の水産政策の改革では、目指すべき将来像として「資源管理と成長産業化の両立」が描かれ、その中で漁業者の所得向上が目指されている。水産業界内においても、JF マリンバンクや都道府県の信漁連が漁業者経営相談機能の強化・拡充の取り組みをおこなっており（堀田(2022)、西川(2022)）、経営の改善や安定化に向けた施策や事業が進められている。こうした施策や事業等の達成状況や課題を明らかにしつつ、漁業経営の改善・安定化を実現するために、漁業経営の実態把握がますます重要性を増している。

わが国では漁業経営に関する国の統計調査として「漁業経営統計調査」が実施されている。本調査の目的は「漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等、漁業経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等を推進するための資料を整備すること」とされる<sup>(2)</sup>。本調査は1951年から始まり、様々な変更を経て現在に至っている。その間、統計調査の名称も「漁家経済調査」や「漁業経営調査」等と変化してきた。また、その過程で調査対象から除外された漁業種類や収集されなくなった調査項目も存在する。限られた調査対象や調査項目からどのような情報が得られるのか、そして、どのようなデータを追加することにより当該統計資料の情報を効果的に補完できるのかを明らかにすることは、国・都道府県行政や研究者が独自の経営調査を進める際に有用と期待される。

漁業経営統計調査はこれまで漁業経営に関係する研究等の重要なエビデンスや参考値として活用されてきた。水産庁が毎年発行する水産白書には本統計調査の結果が掲載されており、わが国漁業の経営状態の把握に役立っている。漁業経営の関連する研究では、本統計の結果を主な資料としてわが国漁業の経営状況を詳細に把握する研究<sup>(3)</sup>のみならず、独自調査により収集された事例漁業の経営状況との比較対象として本統計を利用する研究<sup>(4)</sup>、経営改善施策の効果等の試算やシミュレーションのための参考値として引用する研究<sup>(5)</sup>等がある。また、漁業経営の診断手法を体系的にまとめた最も初期の研究である八木(1979)も、その手法開発においては「漁業経済調査が開発した漁家漁業経営分析の基礎的方法を漁家自身のための自己診断法という形に再構成」したとしている<sup>(6)</sup>。漁業者や実務者向けの漁業経営分析の教科書では費用の分類の参考として本統計が活用されている<sup>(7)</sup>。

一方、本統計の限界を指摘し、漁業経営の実態把握や分析の手法の検討・開発に取り組む研究は非常に限られている<sup>(8)</sup>。前述の八木(1979)は「『漁業経済調査報告（漁家の部）』は、きわめて重要な性格をもつものであるにもかかわらず、その後の理論的実践的展開、同時にその利用は、極めて不十分である』と指摘した。伊藤ら(2005)は漁業経営統計調査の集計値のほとんどは漁船規模階層別であり漁業種類別の経費構造の違いが分からないと

いう限界を指摘し、漁場関係事業の便益算定のための漁業種類別経費率の開発を試みた。漁業所得補償制度の検討過程でおこなわれた水産庁の委託調査においても、漁業経営調査報告の個人経営体調査では家族の労務費が明らかになっていないため、漁業経営に必要な生産費が明確になっていない点が問題視され、労働費を含めた生産費が調査された<sup>(9)</sup>。漁業経営統計調査の全体を見直し、有用性や限界や課題を整理することができれば、本統計の有効活用を促進するとともに、独自の追加調査により実態把握が必要な漁業部門の特定や研究開発が求められる調査・分析の手法の特定につながると考えられる。特に、漁業経営の調査は上記レビューのような研究目的で実施される他、施策立案に役立てるために都道府県（水産試験場含む）により独自に実施される例がみられる<sup>(10)</sup>。このことから、経営調査・分析の手法に関する知見は漁業経営研究や都道府県行政への貢献が期待される。

そこで本研究は、漁業経営統計調査の調査対象と調査項目の変遷を整理するとともに、都道府県等による漁業経営の実態把握に向けて有用な独自の追加調査の内容を明らかにすることを目的とする。具体的には、まず漁業経営統計調査の沿革の資料から調査の変遷を踏まえつつ、調査がカバーする漁業者属性・漁業種類等の変遷を明らかにする。そして、漁業経営統計調査の調査数（集計数）を漁業センサスにおける経営体数と比較し、抽出率の状況を明らかにする。最後に近年の漁業経営統計調査の調査票や調査結果を対象に現在の調査項目の有用性と限界について検討し、効果的な追加調査の提案をおこなう。なお、ここでの効果的とは、調査項目を追加することで経営上重要な指標等が明らかになることや、情報が欠落している漁業部門の実態解明が可能になることを指す。個別漁業経営における経営課題の特定や解決に向けた経営調査・分析の手法については、詳細なデータに基づく検証が要求されると考えられることから本稿では取り扱わないこととする。

## 2. 漁業経営統計調査の変遷

漁業経営統計調査は、1951年に始まった<sup>(11)</sup>。当時の調査対象は10トン未満の漁船漁業を営む経営体のうち、漁業経営が中心である漁家から有意選定された490戸であった。それが1956年に、漁業センサスを母集団とした任意抽出を導入する形となり、調査対象として第2種兼業（個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るもの）と漁業企業体が追加された。

しかしながら、2006年の改変では第2種兼業漁家は除外され、それ以来、収入の半分以上が漁業外収入である漁家経営の実態は把握されていない。また、この改変により、2006年前後で統計値の接続が厳密には不可能となった。2016年には共同経営体、大型定置網漁業とさけ定置網漁業を営む会社経営体が調査対象から除外されたため、これらも現在では経営実態が把握されていない。

### 3. 現在の漁業センサスと漁業経営統計調査の調査対象の比較

現在の漁業経営統計調査がどの漁業部門をどの程度カバーしているのかを把握するために、2018年漁業センサスの部門別経営体数と令和4年漁業経営統計調査の集計数を比較し、調査対象部門の抽出率を求めた（表1）。

個人経営体（漁船漁業）のうち漁船規模が10トン未満の階層は漁業経営統計調査で最も多くの集計数（151経営体）となっていた。しかし、同部門の経営体数が53,775（全経営体の68%）と多いため、漁業経営統計調査での抽出率は0.3%に留まっていた。個人経営体（養殖業）のうち、「わかめ」の経営体数は1,813で、「はたてがい」2,390経営体や「かき」1,880経営体に匹敵する多さだが、漁業経営統計調査の対象から除外されていた。わが国の主要輸出産品である「真珠」の経営体数は513で、「ぶり類」279経営体や「まだい」297経営体よりも多いが、これも漁業経営統計調査の対象外となっていた。

個人経営体に比べ、会社経営体は対象漁業規模・種類が限定的であった。ただし、会社経営体の方が対象区分における抽出率は高く、特にまだい養殖経営では個人経営体が5.1%であるのに対し、会社経営体が10.8%となっていた。共同経営体数は1,700（全経営体の2.2%）で会社経営体数（漁船漁業と養殖業の合計で2,548経営体）に比べ極端に少ないわけではないが、除外されていた

以上のように、現在の漁業経営統計調査の調査対象となっていない漁業・養殖業の部門にも、経営体数の多いものや輸出産業として重要なものも含まれている。これは、漁業経営統計調査が限られた調査予算や人員の中で調査設計を強く制限された結果と考えられる<sup>(12)</sup>。また、国全体では経営体数が少ない部門でも、個別の都道府県の水産政策において重要な漁業・養殖業部門も存在すると予想される。したがって、そのような部門の経営実態を把握するために、独自の追加調査が必要になると言える。

### 4. 漁業経営統計調査の経営分析における有用性と限界

#### 4-1. 漁業経営統計調査の調査票の概要と分析方法

漁業経営統計調査はわが国漁業・養殖業の経営実態把握に利用可能な限られた資料のひとつである。また、同調査が公表する調査票は、漁業経営の独自の追加調査をする際の調査票作成の参考資料としても有用と期待される。そこで本節では、漁業経営統計調査の調査項目が漁業経営の分析においてどのような有用性と限界を持つのかを、主に令和4年漁業経営統計調査の調査票や調査結果を用いて検討する。

漁業経営統計調査の調査票には個人経営体向けのものや会社経営体向けのものがある。個人経営体調査は、漁業経営体のうち、個人で海面漁業を営む専業又は第1種兼業（個人経営体として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業から

漁業経営統計調査の対象の整理と効果的な追加調査の検討

表1 漁業センサスにおける部門別経営体数と漁業経営統計調査の集計数の比較

部門	種類	経営体数	全体に占める割合(%)	部門に占める割合(%)	経営調査集計数	抽出率(%)
全経営体		79,067	100.0	-	-	-
個人経営体(漁船漁業)		<b>62,020</b>	<b>78.4</b>	<b>100.0</b>	-	-
	漁船非使用階層	2,590	3.3	4.2	-	-
	10トン未満	53,775	68.0	86.7	151	0.3
	10-20トン	2,814	3.6	4.5	60	2.1
	20トン以上	595	0.8	1.0	35	5.9
	大型定置網	82	0.1	0.1	-	-
	さけ定置網	148	0.2	0.2	-	-
	小型定置網	1,969	2.5	3.2	70	3.6
個人経営体(養殖業)		<b>12,506</b>	<b>15.8</b>	<b>100.0</b>		
	ぶり類	279	0.4	2.2	15	5.4
	まだい	297	0.4	2.4	15	5.1
	ほたてがい	2,390	3.0	19.1	24	1.0
	かき	1,880	2.4	15.0	43	2.3
	のり	2,864	3.6	22.9	23	0.8
	わかめ	1,813	2.3	14.5	-	-
	真珠	513	0.6	4.1	-	-
	真珠母貝	241	0.3	1.9	-	-
	その他	2,229	2.8	17.8	-	-
会社経営体(漁船漁業)		<b>1,565</b>	<b>2.0</b>	<b>100.0</b>	-	-
	10トン未満	164	0.2	10.5	-	-
	10トン以上	1,009	1.3	64.5	155	15.4
	大型定置網	170	0.2	10.9	-	-
	さけ定置網	148	0.2	9.5	-	-
	その他	74	0.1	4.7	-	-
会社経営体(養殖業)		<b>983</b>	<b>1.2</b>	<b>100.0</b>	-	-
	ぶり類	232	0.3	23.6	15	6.5
	まだい類	139	0.2	14.1	15	10.8
	その他	612	0.8	62.3	-	-
共同経営体		<b>1,700</b>	<b>2.2</b>	<b>100.0</b>	-	-
	漁船漁業	789	1.0	46.4	-	-
	大型定置網	72	0.1	4.2	-	-
	さけ定置網	209	0.3	12.3	-	-
	その他	230	0.3	13.5	-	-
	養殖業	400	0.5	23.5	-	-
その他の経営組織		<b>293</b>	<b>0.4</b>	<b>100.0</b>	-	-

出所：経営体数は2018年漁業センサス、経営調査集計数は令和4年漁業経営統計調査を資料とした。

の収入が自家漁業以外からの収入よりも大きかった場合)の経営体を調査対象とするもので、会社経営体調査は会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社)であり海面漁業を営む経営体を調査の対象としている。

個人経営体向けの調査票の内容は「1 経営主の年齢」、「2 基幹的漁業者の年齢」、「3 家族員数」、「4 漁業操業状況」、「5 財産（貸借対照表）」、「6 損益（損益計算書）」となっている。財産と損益は税務申告書に基づく記載を想定している。会社経営体の調査票の内容は「1 漁業操業状況」「2 使用漁船」「3 漁業投下固定資本」「4 財産（貸借対照表）」、「5 損益（損益計算書）」となっている。財産と損益は財務諸表に基づく記載を想定している。

そこで、個人経営体と会社経営体の両調査票の内容について、まず「企業会計における財務分析が適用可能か」という観点から有用性と限界を分析する。経営の現状を把握し、将来に向けた経営課題を特定するという目的に照らせば、企業会計で用いられるような経営比率分析やキャッシュフロー（CF）分析等の財務分析が必要と考えられるためである。このため、以下では調査票の内容のうち財務分析と関連の強い損益、財産、労働（操業状況）に焦点を当てる。残りの年齢情報と家族構成は経営体の属性に関わるものであるため、使用漁船については属性であるとともに減価償却や固定資産で考慮されるため、特に節を設けない。ただし、漁業経営研究や行政への貢献に向けて、水産施策や漁業経営支援に係る事業と関連が深い部分については必要に応じて取り上げ、検討する。

#### 4-2. 経営比率指標とキャッシュフロー（CF）の計算の可否

企業の財務分析で用いられる経営比率指標及びCFの計算に必要な項目が個人経営体調査票と会社経営体調査票のそれぞれに含まれるかどうかを精査し、表2に整理した。さらに、表2に基づき、調査票ごとの各経営比率指標及びCFの計算の可否について表3に整理した。

以下では、特に注目される点を取り上げ、損益、財産、労働の順に検討する。

#### 4-3. 損益（損益計算書）

個人経営体調査票の「6 損益（損益計算書）」のうち「(1) 収入」は「漁業・養殖業に関わる収入」、「漁労外事業に関わる収入」、「制度受取金等」（漁業に関わる保険金の受取金、漁業災害補償法に基づき支払われた共済金の受取金、各種の損害補償金、補助・助成金等）の金額を収集している。漁労外事業では「水産加工業」、「民宿」、「遊漁船業」、「その他事業」（内訳に「漁業生産関連事業」を含む）の内訳を尋ねており、6次産業化や海業による漁家収入への貢献が見えやすい工夫がなされている。「制度受取金等」については内訳として「漁業・養殖業関係」、さらにその内訳として「漁業収入安定対策事業（積立ぷらす）」と「漁業経営セーフティーネット構築事業」の金額を尋ねている。これにより両事業が漁家収入にどの程度貢献しているかを調べるができるが、他の事業について内訳がない。

「(2) 支出」では、「漁船・漁具費」、「油費」、「えさ代」、「種苗代」、「販売手数料」等

を項目として設定している。「(3) 減価償却費」では、内訳として「建物・構築物」、「船舶」、「漁網・はえ縄」、「養殖施設」、「漁業権」を尋ねている。漁業以外の一般産業の財務・会計や経営分析の教科書等はこうした漁業経営の特殊性に対応した項目立てを想定していない。そのため、漁業の実態に適した費用把握方法の参考として漁業経営統計調査の調査票は有用と言える。

個人経営体調査では利益を企業会計のような総利益、営業利益、経常利益という構造で整理していない。この主な理由は当該調査の基礎資料が個人事業主の確定申告書であることと考えられる。その結果、個人経営体について売上高総利益率や売上高営業利益率といった一般的な収益性指標を計算することができない(表3)。漁業経営統計調査では代替的な指標として、漁労所得率(=漁労所得÷漁労収入)や付加価値額(=漁労収入-物的経費)、付加価値率(付加価値額÷漁労収入)、労働1時間当たりの漁労所得や付加価値額等により収益性や効率性を計測している。これは限られたデータ項目の中で指標化を実現しているという面では個人経営体の分析に向けた有用なアプローチと言える一方、一般的な経営指標の適用に制約があることも意味している。

沿岸漁船漁業を営む個人経営体(平均)の収支をみていくと、漁労収入900万円に対し漁労所得は284万円であった。漁業関係の制度受取金等の金額は132万円で、漁労所得に

表2 経営比率指標に用いる費目の漁業経営統計調査調査票への掲載の有無

資料	項目	項目 番号	掲載の有無		
			個人	会社	
PL	売上高	(a)	○	○	
	売上総利益	(b)	×	○	
	減価償却費	(c)	○	○	
	営業利益	(d)	×	○	
	営業外収益	(e)	×	○	
	受取利息	(f)	×	×	
	営業外費用	(g)	×	○	
	支払利息	(h)	×	○	
	経常利益	(i)	×	○	
	法人税等	(j)	×	○	
	当期純利益	(k)	×	○	
	BS	総資本	(l)	○	○
		流動資産	(m)	○	○
現金及び預金		(n)	×	×	
売上債権(受取手 形、売掛金、割引手 形)		(o)	×	×	
有価証券		(p)	×	×	
棚卸資産		(q)	×	×	
固定資産		(r)	○	○	
有形固定資産		(s)	△	○	
負債		(t)	○	○	
流動負債		(u)	×	○	
仕入債務(支払手 形、買掛金)		(v)	×	×	
短期借入金		(w)	×	○	
未払利息		(x)	×	×	
固定負債	(y)	×	○		
長期借入金	(z)	×	○		
純資産					
自己資本	(aa)	×	○		

注: PLは損益計算書、BSは貸借対照表の記載事項であることを示す。「○」は掲載有り、「×」は掲載なし、「△」は掲載はないが一定の仮定を置いて計算可能と思われるものを示す。経営比率指標等の算出方法については桜井・須田(2019)と寺嶋(2015)を参照。

表3 調査票ごとの経営比率指標およびキャッシュフロー（CF）の計算可否

経営指標		関連する項目	計算の可否	
カテゴリ	指標名		個人	会社
収益性	総資本事業利益率	(d)(f)(l)	×	○
	売上高総利益率	(a)(b)	×	○
	売上高営業利益率	(a)(d)	×	○
	売上高経常利益率	(a)(i)	×	○
効率性	売上債権回転率	(a)(o)	×	×
	棚卸資産回転率	(a)(q)	×	×
	有形固定資産回転率	(a)(s)	△	○
安全性	流動比率	(m)(u)	×	○
	当座比率	(m)(q)(u)または (n)(o)(p)(u)	×	×
	固定比率	(r)(aa)	×	○
	固定長期適合率	(r)(y)(aa)	×	○
	自己資本比率	(l)(aa)	×	○
	負債比率	(t)(aa)	×	○
	CF	営業 CF	(c)(e)(f)(g)(h)(j) (k)(o)(q)(v)(x)	×
	投資 CF	(c)(p)(s)	×	×
	財務 CF	(w)(z)	×	○
	現金及び現金同等物の 増減	(n)	×	×

注：「関連する項目」の記号は表2の「項目番号」に対応しており、それぞれ以下の項目を意味する。(a)売上高、(b)売上総利益、(c)減価償却費、(d)営業利益、(e)営業外収益、(f)受取利息、(g)営業外費用、(h)支払利息、(i)経常利益、(j)法人税等、(k)当期純利益、(l)総資本、(m)流動資産、(n)現金及び預金、(o)売上債権（受取手形、売掛金）、(p)有価証券、(q)棚卸資産、(r)固定資産、(s)有形固定資産、(t)負債、(u)流動負債、(v)仕入債務（支払手形、買掛金）、(w)短期借入金、(x)未払利息、(y)固定負債、(z)長期借入金、(aa)自己資本。「計算の可否」の「○」は計算可能、「×」は計算不可能、「△」は一定の仮定を置いて計算可能と思われるものを示す。CFは間接法の計算式に基づく。経営比率指標等の算出方法については桜井・須田(2019)と寺嶋(2015)を参照。

対して46.6%であり、漁家所得において政府や自治体による補助金等が重要な役割を果たしていると言える<sup>(13)</sup>。ただし、制度受取金等132万円の内訳をみると、漁業収入安定対策事業（積立ぷらす）26万円と漁業経営セーフティネット構築事業16万円が分かるのみで、残りの68%については不明である。どの事業により漁家経営が支援されているのかをより詳細に明らかにするためには、独自の追加調査により残りの部分についても把握することが必要と考えられる。

漁労外所得が28万円と少ないが、これには前述のように漁業経営統計調査が第2種兼業漁家を対象外としていることも影響していると考えられる。近年、漁村振興施策として海業が推進されており、観光業等も含めた漁家収入の多角化が推奨されている。しかしながら、自営漁業以外の収入が漁家収入の半分以上を占める経営、言ってみれば、海業の先進的経営は漁業経営統計調査の対象外となってしまう。この点は水産政策が年々改変され

の中で、個別施策の間に齟齬が生じている部分とも考えられる。漁業経営統計調査の対象に第2種兼業を戻すべきかどうかは本稿では議論しないが、海業の先進的経営の実態把握にも独自の追加調査が必要と考えられる。

水産白書には基幹的漁業従事者（自営漁業の海上作業に従事した世帯員のうち、海上作業従事日数の最も長い人）が65歳未満の個人経営体（漁船漁業）の経営収支を掲載している。この若い経営体の水揚金額は2,055万円、漁労所得は543万円とされており、当該部門全体の平均に対して2倍の所得水準であった。これは漁家所得の水準は年齢階層によって大きく異なっていることを示している。漁業経営統計調査の結果表には年齢階層別の集計結果は掲載されていないが、経営状況に影響を及ぼす重要な要素として独自の追加調査では留意が必要と考えられる。なお、基幹的漁業従事者が65歳未満の個人経営体の漁労所得においても制度受取金は235万円（漁労所得の43.3%）となっており、年齢階層に関わらず政府や自治体による補助金等が重要な役割を果たしていると言える。

会社経営体調査票の「5 損益（損益計算書）」でも、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費を漁労部門とその他の部門に分けることで、漁業部門単体の損益を明確化している。また、費用の内訳を漁業に適した項目立てで整理している点も個人経営体調査票と同じ特徴を持つと言える。ただし、利益に関しては企業会計で一般的な総利益、営業利益、経常利益等の構造としている。そのため、会社経営体については売上高総利益率等の収益性指標の計算が可能となっている（表3）。また、会社経営体には第2種兼業のような分類はなく、漁船漁業（合計10トン以上）や海面養殖業を営む経営であれば調査対象となるため、海業に関わる議論については当てはまらない。

#### 4-4. 財産（貸借対照表）

個人経営体調査票の「5 財産（貸借対照表）」では「資産」と「負債」の期首と期末の金額を尋ねている。「純資産」の項目はない。

「資産」については「流動資産」を総額で把握するとともに、固定資産については「土地」、「建物・構築物」、「船舶」、「漁網・はえ縄」、「養殖施設」、「漁業権」、「その他」の金額を尋ねている。ここではさらに、「漁業・養殖業負担割合（%）」も尋ねている。これは、漁家の所有する建物や土地、船舶等の一部が（または全部が一定期間）漁業以外の事業に使われている場合、漁業収入の大きさに対して固定資産が過大評価となる可能性があるためである。例えば、漁業生産物収入を有形固定資産の金額で割ることで、漁業に関する有形固定資産回転率を求めることができそうだが、有形固定資産の金額に居住等の他用途の部分の価値が含まれれば、有形固定資産回転率は過小評価になる。この漁業投下資本の考えを提供する点も漁業経営統計調査の有用な点として指摘できる。

一方、個人経営体調査票の「負債」については「借入金」と「その他」に分けるに留まっており、「流動負債」と「固定負債」という分類にはなっていない。この点は特に養殖業

の経営実態把握において課題となりうる。というのも、給餌をおこなう魚類養殖業等では導入した種苗が成魚となるまでえさ代等の費用を支出し続ける一方、収入は成魚を販売するときまで得られない。それまでの資金繰りのために短期借入金を利用するケースが多く、短期借入金の返済に耐えられる流動資産（現金・預金や売掛金、棚卸資産等）を保有することが必要となる。成魚になる前の中間魚は棚卸資産として流動資産の一部を構成するが、中間魚は現金化しにくいいため、流動資産から棚卸資産を除いた当座資産を保有することがより望ましい。こうした財務状況の把握には、短期の安全性の指標である流動比率（＝流動資産÷流動負債）や当座比率（＝当座資産÷流動負債）が有効だが、個人経営体調査票から得られるデータからはこれらを計算することはできない<sup>(14)</sup>。

個人経営体調査票におけるこの限界は、そもそも個人事業主向けの青色申告書の貸借対照表の様式が負債を流動負債と固定負債に分けることを求めていることが一因と考えられる。そのため、税務申告書の記載内容から直接データを得ることは難しいと考えられる。しかしながら、固定負債（長期借入金）の定義はシンプルで、一般に、返済期限が1年を超える借入金とされる。経営者へのヒアリング等により借入金の仕分けをおこなえば、把握できる可能性はある。実際、農業経営統計調査では個人経営体であっても流動負債と固定負債（長期借入金）を区分してデータを得ている<sup>(15)</sup>。負債に強く依存する個人経営体の養殖業者<sup>(16)</sup>への支援方策を検討する基礎資料として、負債の内訳の実態把握やその仕組みづくりが必要と考えられる。

会社経営体調査票では、「資産」、「負債」に加えて「純資産」の項目も存在する。「資産」については個人経営体も概ね同様の内容となっている。ただし、漁業投下資本の算出に使う「漁業・養殖業負担割合」は「5 財産（貸借対照表）」の外にある「3 漁業投下固定資本」の部分で尋ねており、個人経営体調査票と異なっている。

会社経営体調査票の「負債」の部分は、「流動負債」、「固定負債」に分かれている。そのため、個人経営体調査票では把握できなかった負債の内訳や流動比率の状況を把握することが可能である。ただし、流動資産の内訳が掲載されていないため、当座比率、つまり、流動資産から現金化しにくい中間魚を除いた資産が流動負債（短期借入金）に比べてどれくらいあるのか、は依然分からない。

平成17年の漁業経営統計調査までは会社経営体の棚卸資産の金額が調査されていた。その結果のうちぶり類養殖（全国平均）を例にすると、流動資産に占める棚卸資産の割合は4割であった。流動比率を計算すると97.1%となるのに対し、当座比率は21.7%であり、短期借入金等の流動負債の総額に対し、すぐに返済に充てられる資金は2割程度しかなく、安全性が非常に低い経営状態であったと言える。令和4年の同部門の流動比率は146.7%であり、短期の安全性が改善している可能性もあるが、棚卸資産の金額が分からない（つまり当座資産の金額が分からない）ため、不十分な評価と言える。

棚卸資産は財務諸表の一般的な項目であるため、漁業・養殖業を営む会社経営体の財務

諸表にも掲載されていると想定される。したがって、会社経営体に関しては、漁業経営統計調査のこの限界は独自の追加調査によって解決可能と考えられる。

#### 4-5. 労働

個人経営体調査票の「4. 漁業操業状況」には漁船や漁業種類、養殖施設面積、出漁日数・労働日数および労働時間（家族・雇用者別、海上・陸上別）、最盛期の従事者数、企画管理労働、漁獲量、収獲量等の項目が含まれる。このうち、労働時間に関わる調査項目は個人経営体調査票特有のものであり、会社経営体調査票にはない。個人経営では家族労働が重要な役割を果たすが、家族の労働への報酬は税務申告書の専従者給与や所得に含められ、雇用労賃の費目では把握できない。そのため、労働生産性（労働1人・時間当たり生産金額等）や労働にかかった実質的な費用を計算するためには、家族の総労働時間やそれに調査地の標準的な労働単価を掛け合わせた見積家族労賃を計算する必要がある。この個人経営体調査票の労働に関わる部分は、家族経営を対象に独自の追加調査をおこなう際の参考として有用と考えられる。

一方、会社経営体の場合でも社長等の役員が漁労作業等に参加する場合もありうるが、その場合の役員による労働投入は会社経営体調査票で調査されていない。会社経営体調査票の場合、「漁労売上原価」の一部として「労務費」が計上されているが、これは乗組員に支払った賃金等を対象としている。役員が受け取る報酬は「漁労販売費及び一般管理費」の一部である「給料手当・役員報酬」の項目に、事務職員給与等との合計値で集計されている。このため会社経営体調査票は、役員による労働も含めた労働の全体を把握することができない点に限界がある。

### 5. まとめ

本研究は漁業経営統計調査の結果や調査票の有効活用を促進するために、その有用性と限界を明らかにするとともに、効果的な独自の追加調査の内容を特定した。

漁業経営調査の有用な点として、①「損益（損益計算書）」の費目分類は漁業の費用把握に適していること、②漁業投下資本の考え方により兼業経営についても漁業部門に限定した資本効率性の把握が可能であること、③個人経営体調査票「4. 漁業操業状況」の労働時間の項目は会計データでは見えにくい家族労働の把握に有用であること、の3点が挙げられた。

一方、限界として①漁業種類のうち経営体数の多い部門（わかめ養殖等）や輸出産業として重要な部門（真珠養殖等）が調査対象に含まれないこと、②「制度受取金等」の大部分の内訳が不明であり漁業支援施策の効果検証が十分にできないこと、③第2種兼業漁家が調査対象外となっており海業の先進的経営の実態が把握されていないこと、④年齢等の

漁業者の属性別の経営状況が分からないこと、⑤給餌養殖経営において重要となる流動資産や当座資産の実態が把握されていないこと、⑥役員が漁労作業に参加する場合の労働投入や労働コストが把握されていないこと、の6点が挙げられた。

限界①③は調査対象の範囲に関わるものであるが、漁業経営統計調査の対象外となる部門を主要漁業とする都道府県等においては、経営実態把握のためには独自の追加調査が必要となる。また、水産庁の実施する施策・事業の対象となる漁業者に対し財務諸表等の提出を義務付け、そのデータを活用するという案も考えられる<sup>(17)</sup>。ただし、フォーマットが統一されていないければ結局フォローアップ調査が必要となるため、フォーマットの統一化やそれに向けた経営記録の適正化の研究・開発、記帳の普及指導等が必要と考えられる。また、収集されるデータに偏りが生じるセレクションバイアスの問題もあるため、バイアスを取り除く手法の研究開発が求められる。倫理面では、経営データの利用範囲を明示し合意を得るインフォームドコンセントの手続きを整備し、確実に実施することも重要となる。

限界②④⑤⑥は漁業経営統計調査そのものの課題であり、その克服に向けた調査方法や調査票の開発が求められる。

限界②の制度受取金等の内訳の解明については、漁業収入安定対策事業（積立ぶらす）や漁業経営セーフティネット構築事業以外の国の経営支援施策や都道府県レベルの経営支援施策の効果に関する検証が求められる場合に有用と言える。個別漁業者の同意に基づく経営調査に併せて、事業実施者である行政や仲介役となる漁業協同組合から協力を得ることで、カバーすべき経営支援事業の特定が容易となると考えられる。限界④の漁業者の属性に関しては、年齢以外にどのような属性が漁業経営の成果に違いを生むのかを解明する研究を進める必要があると考えられる。

限界⑤の流動資産と当座資産の把握については、特に養殖経営において短期の安全性の評価を可能にする点で重要な調査項目と言える。会社経営体に関しては財務諸表に記載があるはずのため、比較的容易にデータを収集できると考えられる。個人経営体では税務申告書で借入金の内訳がないことが想定されるため、当面の対応としてはヒアリングにより内訳を特定することが求められる。しかしながら、経営の自己診断という観点では漁業者自身が負債の状況を把握していることが好ましいと考えられる。そのため、記帳の段階から借入金の内訳を明確化できるよう経営指導を進めることが重要と考えられる。

さらに、資金繰りの状況をより正確に把握するためにはCFの状況を調べるのが望ましい。なぜなら、損益計算書上で利益が出ていても、売掛金の回収遅延等により現金が枯渇することで倒産することもあるためである。しかしながら、表3に示す通り漁業経営統計調査のデータから営業CFと投資CF、それらを足したFCF（フリーCF）を把握することができない。CFについても、会社経営体であれば財務諸表に必要な情報が記載されているため、容易にデータを収集できると期待される。個人経営体については企業会計とは

異なる構造で損益や資産・負債が集計されていることが多いため、必ずしも計算可能とは限らない。農業分野では直接法のアプローチによる農家向けのキャッシュフロー計算方法が提案されている（二川・古塚(2005)）。個人経営体の資金繰りの実態解明に向けては、こうした先行研究を参考にしつつ、個人経営体の資金繰りに関する調査を進めることが必要と言える。

限界⑥の労働の把握については、個人経営体や役員が漁労に参加するような会社経営体の労働生産性や企業利潤等の経営実態把握に有用と言える。税務申告書や財務諸表等の経営資料のみによる解決は困難と考えられる。八木(1992)や山本(1995)は、帳簿組織の一環として労働記録を伴う営漁日誌のフォーマットを提案している。こうした記録は税務申告等には不要であるが、行政等の外部者による実態把握のみならず、経営の自己診断にも有用と考えられる。これらの価値を見直し、普及を進めることで、経営実態の把握や自己診断による経営成長につながることを期待される。

本稿の第4章で取り上げた漁業経営統計調査の限界や対応策を損益、財産等の項目別、経営体の種別（個人／会社）に表4に整理した。表3も含め、現状の漁業経営統計調査の内容は漁業経営の実態を把握するには不十分な点が多く存在することが示された。とはいえ、国や都道府県の厳しい予算制約の中で、上記の限界を全面的に改善・拡充することは現実的ではない。むしろ本稿の知見は、限られた予算の中で重点的に調査すべき対象や項目を取捨選択するための参考として役立つと期待される。

## 注

- (1) 令和5年度水産白書 p.88 および p.90 を参照。
- (2) 漁業経営統計調査ウェブサイトの「調査の目的」のページに記載されている。 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyokei/gaiyou/index.html#1>（2025年2月24日閲覧）
- (3) 例えば、小野ら(2004)、小野(2010)等が挙げられる。
- (4) 例えば、神山・宮田(2021)、里道・中原(2019)、濱田・上田(2011)等がある。
- (5) 例えば、田中(2019)、望月・倉田(2010)等が挙げられる。
- (6) 八木(1979) p.224 を参照。
- (7) 山本(2008)が挙げられる。
- (8) 有路(2012)、古塚・高田(2019)、八木(1992)も漁業経営分析の手法に関する重要な文献だが、漁業経営統計調査との関連という文脈には収まらないため、本文では触れなかった。
- (9) 水産庁 HP に掲載される『平成22年度漁業者への直接所得補償調査等委託事業のうち漁業者への生産費等把握調査報告書』を参照。 [https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/syotoku\\_hosyo/pdf/report1.pdf](https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/syotoku_hosyo/pdf/report1.pdf)（2025年2月24日閲覧）
- (10) 具体的な例として、岩手県水産技術センターや福岡県水産海洋技術センター、宮崎県水産試験場の研究報告には独自の経営調査結果が報告されている（例えば、及川(2025)、里道・

表 4 漁業経営統計調査の限界、原因及び対応策

項目	調査対象 経営体	限界	原因	対応策
損益	個人及び 会社	漁業収入安定対策事業（積立ぷらす）と漁業経営セーフティネット構築事業以外の事業が漁業経営に及ぼす影響が分からない。	「制度受取金等（漁業）」の内訳が左記の 2 事業以外は「その他」でまとめられている。	経営調査により制度受取金の事業別金額を把握する（必要に応じて漁協の協力を得て行う）。
財産	個人	短期の安全性を全く把握できない（資金繰りが重要な給餌養殖で特に問題）。	流動負債の費目がなく、流動比率を計算できない。当座資産の費目がなく、当座比率を計算できない。	経営調査（ヒアリング含む）により流動負債（短期借入金等）と当座資産（流動資産から棚卸資産を引いた額）を把握する。
	会社	短期の安全性を十分に把握できない（資金繰りが重要な給餌養殖で特に問題）。	当座資産の費目がなく、当座比率を計算できない。	経営調査（財務諸表の収集）により当座資産（流動資産から棚卸資産を引いた額）を把握する。
労働	会社	社長等の役員が漁労作業に参加する経営体の場合、役員労働投入を含めた労働生産性や労務費が分からない。	役員を受け取る報酬が「給料手当・役員報酬」に含められ、事務職員給与等と区別できない。	役員も含めた労働調査をおこなう。役員を受け取る報酬のうち漁労部分の金額を調査する。
その他	個人及び 会社	経営体数の多い部門（わかめ養殖等）や輸出産業として重要な部門（真珠養殖等）の経営実態が分からない。	左記の例を含む一部漁業種類が調査対象に含まれない。	漁業経営統計調査対象外の漁業種類を対象に調査を行う。
	個人	年齢等の漁業者の属性が経営成果に及ぼす影響が分からない。	公表される統計表に年齢階層等の属性別集計表がない。	個票データを用いて分析を行う。年齢や経営組織等の属性情報を含めた調査を行う。
		海業の先進的経営の実態が把握されていない。	第 2 種兼業漁家が調査対象外となっている。	第 2 種兼業漁家を対象に調査を行う。

中原(2019)、西口(2020))。また、青森県小型いか釣り漁業に関する経営調査（神山・宮田(2023)）は青森県からの委託事業により実施されたことが報告されている。これらの事例は対象漁業の経営実態が漁業経営統計調査報告から十分に把握できないことを主な動機としておこなわれた。

(11) 漁業経営統計調査ウェブサイトの「調査の沿革」のページを参照した。本節の残りの内容

も当該情報に基づく。<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyokei/gaiyou/index.html#2> (2025年2月24日閲覧)

- (12) 漁業経営統計調査を含む農林統計はかつて国の統計関係職員の約3分の2を占めるという状況が問題視され、合理化・縮小が進められてきた。この背景は平成13年の総務省「農林水産統計業務に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/0109\\_11\\_2.htm](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/0109_11_2.htm) 2025年6月16日閲覧)で述べられている。当該勧告では漁業経営統計調査は合理化の対象として具体的に指摘されていなかった。しかし、平成18年の行政改革に関する農林水産省の議論では漁業経営調査(当時)を調査手法の変更により効率化する方針が明示されている(<https://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai3/siryou2.pdf> 2025年6月16日閲覧)。漁業経営統計調査の合理化・縮小について具体的に記述する資料は著者の調べる限り見つからないが、以上の文脈の下で本稿で述べる通り調査対象から除外される漁業種類等が出現していることから、予算や人員の問題が調査設計を制限していると考えられる程度妥当と考えられる。
- (13) 漁家においては事業が家計から分離・独立しておらず、収入も支出も家計と明確に区別されていないため正確な利益計算が困難であることが指摘されてきた(例えば八木(1992、p.167)、山本(2008、p.23))。確定申告書はこうした事業と家計を正確に分離しない収支を掲載しているため、家計と分離された漁業経営の状況を明確化することは本質的に困難となっている点に留意が必要である。事業と家計の分離方法については他産業も含め近年も議論がされているが、明確な指針や手法は確立されていない(山田(2019)、渡邊(2020))。
- (14) 漁業経営統計調査の個人調査票と会社調査票の「損益」のうち売上原価の部分に期首棚卸高と期末棚卸高の記入箇所があるが、これらを棚卸資産の計算に使うことは推奨されない。なぜなら、損益計算書に記載される棚卸高は帳簿上の製品の在庫を示すが、貸借対照表に記載される棚卸資産は保有する製品の損耗や価値の低下を差し引いた在庫の実際の価値を反映するため、両者の金額が一致しない可能性があるからである。
- (15) 農林水産省農業経営統計調査(令和4年)を参照。
- (16) 例えば令和4年のぶり類養殖を営む個人経営体(全国平均)の負債総額(借入金+その他負債)は1億1060万円で、総資産の93.4%にも昇り、負債への依存度は非常に高い。農業の中でも養殖業により近いと考えられる畜産業と比較すると、令和4年の農業経営統計調査における個人経営体の肉用牛経営(全国平均)では総資産4,694万円に対し負債1,633万円(34.8%)、養豚経営(全国平均)では総資産6,672万円に対し負債2,770千円(41.5%)であり、ぶり類養殖経営よりも負債の比率は相当低い。
- (17) 該当する事業の具体例には、漁業構造改革緊急対策事業(もうかる漁業)、漁船リース事業、漁業経営改善制度等がある。大臣許可漁業の場合は、漁業許可取得のために財務諸表の提出が義務付けられている。

## 参考文献

- [1] 有路昌彦(2012)『水産業者のための会計・経営技術』、緑書房。
- [2] 伊藤靖・中野喜央・麓貴光・上田昌行(2005)「漁場関係事業における評価作業の効率化—漁業経費及び流通経費の原単位化—」、『平成 17 年度日本水産工学会学術講演会講演論文集』、pp.151-152。
- [3] 及川光(2025)「岩手県における海面サーモン養殖業の経営分析—三陸やまだ漁業協同組合の事例—」、『岩手県水産技術センター研究報告』第 12 号、pp.17-22。
- [4] 小野征一郎・山本尚俊・中原尚知(2004)「遠洋マグロ延縄漁業の経営分析」、『近畿大学農学部紀要』第 37 号、pp.39-50。
- [5] 小野征一郎(2010)「魚類養殖業—ブリ類およびマダイの経営分析—」、『近畿大学水産研究所報告』第 12 号、pp.131-144。
- [6] 神山龍太郎・宮田勉(2021)「南オーストラリア州におけるカキ養殖業の生産と流通：日本への適用可能性に関する考察」、『国際漁業研究』第 19 巻、pp.1-29。
- [7] 神山龍太郎・宮田勉(2023)「不漁問題渦中の小型いか釣り漁業経営の実態—青森県の事例—」、『日本水産学会誌』第 89 巻第 1 号、pp.68-70。
- [8] 桜井久勝・須田一幸(2019)『財務会計・入門 [第 12 版補訂]』、有意閣。
- [9] 里道菜穂子・中原秀人(2019)「筑前海における小型定置網漁業の経営状況」、『福岡県水産海洋技術センター研究報告』第 29 号、pp.39-48。
- [10] 田中栄次(2019)「日本の沿岸・沖合水域における底魚漁業の最適生産量について」、『日本水産学会誌』第 85 巻第 5 号、pp.134-141。
- [11] 寺嶋直史(2015)『再生コンサルティングの質を高める事業デューデリジェンスの実務入門』、中央経済社。
- [12] 西川善郎(2022)「愛媛県信用漁業協同組合連合会の漁業者経営相談機能の拡充」、『養殖ビジネス』第 59 巻第 6 号、pp.34-48。
- [13] 西口紀依(2020)「沿岸漁業の収益向上のための操業形態構築に関する調査研究」、『宮崎県水産試験場研究報告』第 17 号、pp.1-20。
- [14] 濱田豊市・上田拓(2011)「福岡地区における沖合たい 2 そうごち網漁業の経営実態について」、『福岡県水産海洋技術センター研究報告』第 21 号、pp.121-125。
- [15] 二川智恵・古塚秀夫(2005)「自形式農家経済簿に基づくキャッシュ・フロー計算書の作成方法に関する研究」、『農林業問題研究』第 158 号、pp.124-128。
- [16] 古塚秀夫・高田理(2019)『現代漁業簿記会計』、農林統計出版。
- [17] 堀田隼哉(2022)「JF マリンバンクにおける漁業者経営相談機能強化の取り組み」、『養殖ビジネス』第 59 巻第 5 号、pp.40-43。
- [18] 望月政志・倉田亨(2010)「持続可能な漁家経営と地域格差—京都府機船底曳網漁業を事例として—」、『漁業経済研究』第 54 巻第 3 号、pp.57-76。

- [19] 八木庸夫(1979)『漁家経営論—漁家経営（自己）診断法研究—』、北斗書房。
- [20] 八木庸夫(1992)『漁民—その社会と経済—』、北斗書房。
- [21] 山田勝(2019)「家族経営を対象とした経営支援手法の改良—愛知県における営農指導での  
取組み事例—」、『農業経営研究』第 57 巻第 4 号、pp.1-9。
- [22] 山本辰義(1995)『営漁簿のつけ方』、漁協経営センター。
- [23] 山本辰義(2008)『分析でわかる漁業経営：複式簿記から営漁指導まで』、漁協経営センタ  
ー。
- [24] 渡邊圭(2020)「個人事業が抱える会計情報の問題について」、『千葉商大論叢』第 57 巻第  
3 号、pp.213-225。

[付記]本研究は JSPS 科研費 JP24K09120 の助成を受けたものです。